

これまでの経緯（国の動き）

6月27日 原子力規制委員会設置法の公布

- 1 政治からの独立性の高い原子力安全規制組織の設置
原子力規制委員会の設置（3条委員会）
- 2 原子力安全のための規制や制度の見直し（附則改正）
原子炉等規制法の改正
（事業者のシビアアクシデント対策の法定化、バックフィット制度の導入、40年運転制限の導入 等）
原子力災害対策特別措置法の改正
 - ・関係隣接都道府県知事を関係周辺都道府県知事に改正（拡大）
 - ・「原子力災害対策指針」の法定化
UPZ（緊急時防護措置準備区域）：概ね30キロ

7月5日 国会の事故調査委員会による結果報告

7月13日 原災法施行令の一部改正案に関する意見募集（パブコメ）

- ・関係周辺都道府県の要件（実用発電用原子炉施設から30キロ）

県意見提出

- ・30キロでなく「概ね30キロ」とすべき
- ・研究開発段階炉である「もんじゅ」「ふげん」を対象とすべき

7月23日 政府の事故調査・検証委員会による最終報告

9月6日 中央防災会議で防災基本計画を改定

原子力災害対策編は9/19から施行

9月19日 原子力規制委員会の発足、改正原災法の施行、改定防災基本計画の施行

10月3日 「原子力災害対策指針」のたたき台を公表